新宮市告示第104号

新宮市一般不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

新宮市一般不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年10月19日

新宮市長　上田　勝之

新宮市一般不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

新宮市一般不妊治療費助成事業実施要綱（平成20年新宮市告示第50号）の一部を次のように改正する。

(1)次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（助成の申請） 第６条　（略） ２　（略） ３　第１項の申請は、**治療が終了した日の属する月から起算して１年を経過する月の前月の末日までに行わなければならない。**	（助成の申請） 第６条　（略） ２　（略） ３　第１項の申請は、**原則として、治療の受けた日の属する年度内に行わなければならない。ただし、当該年度分の治療が１月まである場合は、翌年度の４月末まで、２月まである場合は、翌年度の５月末まで、３月まである場合は、翌年度の６月末まで申請できるものとする。**

附　則

この告示は、令和９年１月１日から施行し、令和８年４月に治療が終了した分から適用する。